

平成19年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【文書指摘】

平成19年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【文書指摘】

1	地上系防災行政無線の今後の取扱いについて（防災局）	1 頁
2	消防組織の広域化検討について（防災局）	2 頁
3	組織見直しについて（総務部）	3 頁
4	児童相談所における一時保護体制のあり方について（福祉保健部）	4 頁
5	喜多原学園の体制整備について（福祉保健部）	5 頁
6	地球温暖化防止活動における人材育成について（生活環境部）	6 頁
7	教育組織におけるコンプライアンス向上について（教育委員会）	7 頁
8	農林総合研究所のあり方について（農林水産部）	8 頁
9	鳥取県環境学術研究振興事業について（企画部）	10 頁
10	民間放送（山陰放送、山陰中央テレビジョン放送）が視聴できない地域の解消について（企画部）	11 頁
11	大橋川改修に係る中海護岸整備促進について（県土整備部）	12 頁
12	竹内工業団地の販売促進について（企業局）	13 頁
13	厚生病院の経営計画の見直しについて（病院局）	14 頁
14	後発医薬品の利用について（病院局）	14 頁

平成 19 年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

【文書指摘】

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21 年度事業名・要求額
<p>1 地上系防災行政無線の今後の取扱いについて (防災局)</p> <p>地上系と衛星系の2つのルートの防災行政無線のうち地上系無線は、平成4年度に整備され、平成19年度には2千2百万円余の保守点検費をかけて運営されています。同無線は、従来県と市町村との間の通信にも用いられておりましたが、総務省の無線免許の取扱い変更に伴い、平成19年度以降は、県の機関相互及び災害現場の間の通信手段としてのみ用いられており、衛星系無線が整備された現在において、地上系無線の存在意義は相対的に薄まっている状況にあります。</p> <p>地上系無線は、整備から相当年数が経過し、老朽化も懸念されることから、衛星系無線のバックアップの必要性、コスト削減等の観点から十分踏まえ、早急に今後の方向性を打ち出すべきであります。</p>	<p>ヘリサット（地上の無線中継局を介さずに消防防災ヘリから直接衛星経由で映像を受信するシステム）の整備と地上系防災行政無線の更新とで、いずれの方法が整備費や維持管理費、利便性などの点で優れているかを比較し、今年度中に整備方針を決定する予定。</p> <p>地上系防災行政無線は、ヘリテレ映像、河川・道路情報テレメータ、移動系（車載無線機等）及び県庁・総合事務所間の情報収集伝達経路として利用している。</p> <p>衛星系のバックアップについての基本的な考え方は、情報ハイウェイをできる限り利用し、地上系無線は縮小していく方針であるが、ヘリテレ映像収集伝達経路については、ヘリサットか、あるいは無線を利用する必要がある。</p> <p>また、テレメータデータについては、降雨時も通信可能とする必要があるため、新たな方式による地上系無線の整備、既存の地上系無線の活用、情報ハイウェイの利用等何らかの方法により対応する必要がある。</p> <p>技術開発の動向なども見ながら、防災対策に必要な情報システムについて、検討中。</p>	<p>防災行政無線事業</p> <p style="text-align: right;">134,380千円</p> <p>(うち地上系保守委託費)</p> <p style="text-align: right;">24,086千円</p>

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>2 消防組織の広域化検討について（防災局）</p> <p>平成19年度に「鳥取県の消防の在り方検討会」が県に設置され、4回の会議を経て、消防組織の広域化に関する報告がとりまとめられておりますが、現在の3広域消防本部を県下1つに集約することに対して、一部の市町村、消防組織で強い異論が出されている状況にあります。</p> <p>平成18年度の消防組織法改正では、自主的な市町村の消防の広域化を推進することとされており、県が拙速に広域化を進めるがために消防組織の現場に無用の混乱を生じることは決してあってはならず、県は、市町村、消防組織等とともに緊密に連携をとりながら慎重に対応していくべきであります。</p>	<p>常備消防のあり方については、これまでの検討経緯等を踏まえ、複雑・多様化する災害への対応、消防職員の不足、通信指令システムの更新整備など、本県消防の抱える課題の抜本的な解決方策について、広域化以外の手法も含め、中長期的視点から幅広く検討するため、市町村、消防局と県で「常備消防の中長期的課題研究会（平成21年7月24日設置）」を立ち上げたところである。</p> <p>今後、東部・中部・西部の各圏域毎に課題等を整理・検討した上で、県全体として解決すべき課題とその方策について、さらなる広域化（一元化）にこだわることなく検討し、関係機関の合意形成を図るとともに方向付けを行いたい。</p>	

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>3 組織見直しについて（総務部）</p> <p>これまで行政課題への的確な対応、行政組織のスリム化等の観点から組織の見直しが行われており、平成19年度の見直しにおいても、経済・雇用政策総室、産業振興戦略総室が設置されるなど、知事が重視する課題に、機動性をもって対応するための組織整備が進められたところであります。</p> <p>しかし、大がかりな組織見直しが続いたこと及び馴染みにくい名称を用いたこともあり、現在の組織は、所属名と担当業務の関係が分かりにくい状況にあります。</p> <p>必要最小限の人員で最大の効果が得られるよう、組織体制の不断の見直しは必要ですが、県民にとっての分かりやすさ、利用しやすさを踏まえた見直しを行うべきであります。</p>	<p>県の組織については、近年、スリムで効率的な組織体制を目指して「総室」、「チーム」といった新たな組織形態を導入したり、新たな行政課題に対応するため組織を新設したりしたため、まだ県民に名称が馴染んでいない面もあると考える。</p> <p>今後の組織見直しに当たっては、県民に分かりやすい組織の名称となるよう、点検しながら見直しを進めていく。</p>	

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>4 児童相談所における一時保護体制のあり方について（福祉保健部）</p> <p>児童相談所における相談件数は、平成19年度は若干減少したとはいえ、年間2000件程度で推移しており、子どもに関する相談や支援の体制について一層強化することが必要であります。</p> <p>なかでも、一時保護所での児童受け入れは、平成18年度の383人から平成19年度は600人と約1.5倍に増加している上に、子どもが一時保護される要因は、多様化・複雑化しています。一方で、受け入れ人数が倍加しているにもかかわらず、米子児童相談所及び倉吉児童相談所の一時保護施設は老朽化し、部屋数も少ない上に狭く、対応に支障をきたしているのが現状であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、相談体制及び受入体制のあり方について検証の上、早急に必要な対策を講じるべきであります。</p>	<p>平成21年度から新たに子育て支援総室と各児童相談所の職員による「児童相談所あり方検討会」を設置し、相談・判定・一時保護の各部門における現状課題抽出と今後のあり方を検討中である。</p>	

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>5 喜多原学園の体制整備について(福祉保健部)</p> <p>喜多原学園は、児童福祉法で各都道府県に設置が義務付けられている「児童自立支援施設」であり、非行やその他の問題を持つ子どもたちに対し、家庭に代わって総合的な生活指導、心身の健全な育成、社会的自立を目指して様々な支援を行っています。</p> <p>教育環境の整備については、平成18年から4年計画で本館、体育館、プール等の改築工事が進められ、ハード面での環境改善は図られているところではありますが、被虐待児や発達障害のある子どもの入所が近年増えているにもかかわらず、これに対応すべきソフト面での体制が不十分であります。</p> <p>特に、子どもたちに対して、精神的、心理的なケアが必要であるにもかかわらず、福祉保健局の心理療法士が月に1回来園し、職員からの児童支援に関する相談にあっているのみで、児童相談所の心理判定員はほとんど来園していないのが現状であります。子ども達の日々の生活の中で、常に心のケアに配慮し、必要なときにいつでも対応できるよう、専任職員の配置等について検討すべきであります。</p>	<p>平成21年度当初予算措置により、専任の心理職員(非常勤)2名を配置し、それぞれ週1回、児童のカウンセリングを開始した。</p> <p>平成20年10月から、鳥取大学医学部に委託して「子どもの心の診療拠点病院事業(子ども発達支援室)」により、職員に対する心理学的視点からの助言指導・相談を開始した。(週1回)</p> <p>米子児童相談所・西部総合事務所福祉保健局心理職員による職員への助言指導(月1回)および児童を入所措置した児童相談所心理職員による児童へのカウンセリング(随時)は従来どおり継続している。</p>	<p>喜多原学園管理運営費 43,071千円 うち心理職【新規】 報酬 1,115千円</p>

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>6 地球温暖化防止活動における人材育成について（生活環境部）</p> <p>京都議定書の目標達成のため、現在、行政、企業、NPO、県民などが様々な取組みを行っているところではありますが、目標達成には程遠い現状にあります。</p> <p>県では、環境学習・教育アドバイザー等、独自の制度を設け、温暖化防止活動に取り組んでいるものの、民間の人材、組織が十分に育っていない現状にあり、平成10年に成立した「地球温暖化対策推進法」の中で都道府県での設置を定めている「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」についても、現在までのところ、本県と徳島県の2県だけが未設置となっています。</p> <p>本県の地球温暖化防止活動の裾野を広げていくためにも、行政中心ではなく、民間の人材、組織の育成が喫緊の課題であります。とりわけ、鳥取環境大学を有する本県として、若年層を中心に、同大学を活かした人材育成の取組みを積極的に進めるとともに、産学官民が連携し、実効性のある人材育成の仕組みについて検討すべきであります。</p>	<p>地球温暖化防止活動における人材育成の仕組みの検討及び県地球温暖化防止活動推進センター設立についての調査・検討を行うため、鳥取環境大学、NPO法人、とっとり環境ネットワークの皆さんをメンバー（9名）に委嘱し、検討を進めているところ。</p> <p>7月1日、第1回の検討会を開催。8月18～19日、他府県の地球温暖化防止活動推進センター等の視察調査を実施。</p> <p>今後、数回の検討会を開催の上、方向性をとりまとめることとしている。</p>	<p>地球温暖化防止啓発事業 7,077千円</p> <p>うちセンター設立調査検討事業 【新規】 738千円</p>

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>7 教育組織におけるコンプライアンス向上について（教育委員会）</p> <p>教育委員会では、「県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にし、信頼できる教職員が働く信頼できる職場にすること」を目的に、平成19年12月に「鳥取県教職員コンプライアンス行動指針」を策定し、法令遵守に努めているところであります。</p> <p>しかしながら、平成19年度は19件の懲戒処分が行われており、そのうち、最も重い処分である懲戒免職の2件及び県立盲学校における実習助手の単独授業の問題に関しては、その不適切な行為が数か月から数年にわたって繰り返されたり、秘匿されていたなど、一部とはいえ、教育現場におけるチェック体制の問題や閉塞的な状況が露呈されたところであります。特に後者については、一度に12人も教職員等が処分されるなど、極めて遺憾であります。</p> <p>公務員として、県民の信頼を何よりも大切にしなければいけない立場であるという規範意識、ましてや、子ども達を教育する立場にある教職員としてのモラルの欠如が問題であり、再発防止のための徹底した取り組みを行うとともに、閉鎖的な環境を払拭すべく体制整備を行うべきであります。</p> <p>また、知事部局では、再発防止の観点から、職員の処分状況について、個人情報に配慮した上でホームページ上に公表しているところではありますが、教育委員会でも同様に、公開の基準を県民に明らかにした上で、適切な情報公開の取り組みについて検討すべきであります。</p>	<p>鳥取盲学校での不祥事をはじめ、本県教職員による一連の懲戒処分事案の発生を重く受け止め、これを教訓として、法令遵守はもとより、高い規範意識をもって教育活動に当たるよう教職員への指導の徹底を図ってきているところ。</p> <p>県教育委員会としては、これまでも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県教職員コンプライアンス行動指針の策定、啓発 ・懲戒処分の指針の策定、公表 ・各所属、学校におけるコンプライアンス研修の義務化 ・県費外会計等の適正経理の徹底 ・学校評価点検及び公表 等 <p>に取り組んできたが、今後も再発防止のための徹底した取り組みを継続するとともに、平成21年3月に策定した鳥取県教育振興基本計画の目指すところでもある、県民に信頼される体制づくりを進めたい。</p> <p>さらに、学校教育に関する児童生徒の相談等についても、今年度4月に構築された「人権尊重の社会づくりネットワーク」において、有識者の中立・専門的支援と専門機関の連携強化による人権相談窓口の支援充実がなされており、これによって対応を図っていきたい。</p> <p>職員の処分状況の公表については、平成21年3月以降の処分から、知事部局と同様の情報公開を行うこととし、既にホームページで公表している。</p>	<p>教育行政監察業務 1,110千円</p>

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	2 1 年 度 事 業 名 ・ 要 求 額
<p>8 農林総合研究所のあり方について（農林水産部）</p> <p>近年、“売れる商品（品種）”の開発など、農家及び林家と消費者のニーズをつなぐ試験研究機関としての役割が農林総合研究所に求められてきていますが、ある意味「試験のための試験場」となっており、県民のニーズが十分反映されていないと思われる向きがあります。</p> <p>試験内容のさらなる絞込みや民間との共同研究を積極的に行うなどして、県民のニーズを反映した研究開発に傾注するとともに、県民に必要とされる試験研究機関として、研究所並びに研究成果が広く県民に理解されるようPRに努めるべきであります。</p> <p>また、組織再編及びスリム化など効率性が追求される一方で、営農指導における農業改良普及員の役割が高まっていることから、普及員の人材育成について、あらためて見直す必要があると思われます。</p>	<p>< 試験研究 ></p> <p>1 試験内容の絞込みについて</p> <p>平成20年度から、生産関係者だけでなく、消費者・流通関係者・学識経験者からなる委員による外部評価を導入し、事前・中間・事後・追跡の各段階において評価を行い、県民ニーズを反映した試験研究を進める取り組みを始めた。</p> <p>また、試験研究課題の設定は、現場のニーズを踏まえ、「市場に打って出る魅力あるオリジナル品種の育成・高付加価値化技術開発」「消費者の求める安全安心・高品質な農林産物の生産技術開発」など4つのテーマに絞り込んで行っている。</p> <p>2 民間との共同研究について</p> <p>今年度の共同研究課題数は、昨年度と同様9件を予定。今後とも企業・大学等との交流を積極的に行っていく。</p> <p>3 PR活動について</p> <p>これまで研究成果の情報発信が十分でないため、今後はテレビ・新聞など報道機関への情報提供、パンフレットの各方面への配布、公開セミナーの開催、現場での新技術紹介など県民へのPRを強化する。</p> <p>新技術等の情報を、計画的に報道機関へ提供（8月末現在で12件）</p> <p>公開セミナー開催回数の増と多くの県民に参加していただくための工夫と内容の見直しを検討中</p> <p>各試験場のホームページを、より見やすく情報量の多いものにしていくとともに、新技術情報についてはチラシ</p>	<p>先端的農林水産試験研究推進強化事業</p> <p>4,833千円</p>

等を活用して直接農家に情報提供していく予定
食のみやこ鳥取県フェスタ等への出展

< 農業改良普及員 >

専門技術員を総合研究所技術普及室に集中し、各普及所の窓口専門技術員を設け、情報を共有しながら普及所の所長・専門班班長等と連携して、若手普及員を中心に普及員の育成を図っている。

改良普及員研修は普及所内でのOJTを基本に総合研究所技術普及室と連携し、技術習得状況をチェックしながら改良普及員の能力に応じた研修を実施している。

経営指導については、経営指導の中核的改良普及員と経営担当専門技術員とで経営指導チームを編成し、各普及所の経営指導の状況や指導事例等を検証し、個々の経営指導能力の向上を図っている。

また、今後とも行政（含：他部局）・試験研究機関との人事交流を行っていく。

普及職員研修

6,076千円

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>9 鳥取県環境学術研究振興事業について（企画部）</p> <p>鳥取県環境学術振興事業は、県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対し助成等を行うことにより本県の環境の保全や快適な環境の創造に資することを目的として、平成11年度に「鳥取県環境学術研究基金」を設置し、平成13年度からその運用益により実施されています。</p> <p>その助成は、毎年、鳥取環境大学に3分の2、その他の大学等に3分の1となっているところであります。このことは、県の希求している環境保全等の学術・研究の向上よりも、鳥取環境大学の教授、学生の資質の向上を優先させているように見受けられます。このことから、各大学の助成割合を含め、配分方針の見直しを行うべきであります。</p>	<p>鳥取環境大学に2/3、その他の大学等に1/3としていた助成額の配分方針を改め、平成21年度事業から、鳥取環境大学の研究推進を目的とする「基盤的研究助成枠」と環境学術研究水準のレベルアップを図ることを目的とする「競争的助成枠」を設定し、それぞれ1/2を目安に配分するよう見直し、この方針に基づいて、平成21年度助成対象研究課題を採択した。</p> <p>また、研究成果の更なる施策化・実用化を目指して、成果の普及・活用に向けた研究のフォローアップを強化するため、平成21年度事業から研究評価制度を導入した。</p>	<p>鳥取県環境学術研究振興事業</p> <p>50,216千円</p>

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>10 民間放送（山陰放送、山陰中央テレビジョン放送）が視聴できない地域の解消について（企画部）</p> <p>山陰放送、山陰中央テレビジョン放送が受信できない智頭町那岐地域、山形地域及び日野町下榎地域、日野地域等での視聴を可能とすることが、喫緊の課題と考えます。これらの地域は民間放送の営業エリア外であり、このままでは、永久に解消される見通しは無いところであり、デジタル放送への切り替えが進行する状況の中、この地域の視聴対策を早急に講ずるべきであります。</p>	<p>智頭町那岐地域・山形地域については、平成20年度国経済対策によるデジタル中継局整備支援事業（補助率：1/2）を活用して山陰放送及び山陰中央テレビジョン放送が整備を行うこととなった（平成21年12月に放送波が出る予定）。なお、整備にあたっては智頭町及び県で支援を行う。</p> <p>日野町日野地域、江府町の一部地域においても、平成21年度国経済対策によるデジタル中継局整備支援事業（補助率：1/2）を活用して山陰放送及び山陰中央テレビジョン放送が整備を行うこととなった。なお、整備にあたっては、両町及び県で支援を行う予定である。</p> <p>また、日野町下榎地域については、すでに開局している中継局からの放送波で視聴可能である。</p>	<p>民放地上デジタル放送中継局整備支援事業 9,940千円 【平成20年度2月補正対応】</p> <p>民放地上デジタル放送中継局整備支援事業【新規】 2,872千円 【平成21年度9月補正対応】</p>

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>11 大橋川改修に係る中海護岸整備促進について (県土整備部)</p> <p>大橋川改修については、平成13年6月5日付の国土交通省中国地方整備局長の文書回答にあるとおり、「中海の護岸は、国土交通省の責任において整備を促進する」ことを条件に、本県は大橋川の測量、調査及び設計に同意したものであります。しかるに、大橋川の整備計画は進展している状況を仄聞するところでありますが、中海護岸整備計画の全体計画は無論のこと整備行程表を未だ国土交通省は明らかにしていない状況であります。</p> <p>このため、大橋川の進捗と整合性のある中海護岸の整備計画を示すよう国土交通省に強く申し入れるべきであります。</p>	<p>平成21年1月20日に開催された中海護岸等整備促進協議会鳥取県部会において、大橋川改修と合わせた中海護岸整備の今後20年間の整備内容とスケジュールを主とした国の計画が示された。</p> <p>県としては、平成13年の文書「中海の護岸は、国土交通省の責任において整備を促進する。」に基づき、下流側の住民の不安の払拭されることが第一と考え、境水道を含め中海護岸の整備主体が不明確なところを明らかにするよう国に求めている。</p> <p>今後、大橋川改修事業の着工に安心して同意できる条件を、米子・境港両市と確認し、取りまとめて、国へ提示していく。</p>	

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	21年度事業名・要求額
<p>12 竹内工業団地の販売促進について（企業局）</p> <p>竹内工業団地は、平成2年の整備完了後約20年にわたり、長期貸付や割賦販売による販売促進に努力されてきましたが、昨今の経済情勢等の影響により、平成20年4月現在で、工業用地の約20%が未分譲となっております。</p> <p>このような状況を受けて、平成20年4月から分譲価格を実勢価格にあわせるため、大幅な分譲価格の引下げを行い、商工労働部と連携して企業訪問を積極的に行うなどして販売促進に向けて取り組んでいただいているところであります。</p> <p>また、平成21年には境港と韓国の東海、ロシアのウラジオストクを結ぶ貨客船航路が計画されており、この地域の新たな振興が期待されています。</p> <p>については、貨客船の就航や地域の振興の中心的な役割を担うような企業の誘致に努めるなど、今後とも積極的な誘致活動を行っていくべきであります。</p>	<p>貨客船の就航により、物流の拠点としての役割や交通アクセスなど境港の港湾機能の充実状況や竹内団地の魅力をPRするとともに、対岸諸国との取引が盛んな企業への訪問を重点的に行いたい。その際、中国語、韓国語、ロシア語版パンフレットを活用したPRや情報提供の協力を仰ぐなどして、より多くの企業を訪問し、企業誘致に結び付けて行きたい。</p> <p>分譲促進が図れるよう、進出企業に対する支援策を充実させるなど、今後も境港市等と連携して取り組んでいきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県 <ul style="list-style-type: none"> 県営団地で新增設する企業の排水処理施設整備に対する支援の創設(21年度当初予算) ・ 境港市（平成20年10月制度化） <ul style="list-style-type: none"> 土地取得企業に対する補助制度創設 市独自の雇用奨励金の創設 固定資産税の減免(5年間) 	<p>埋立事業 企業誘致費20,314千円 （人件費2名、旅費等）</p>

指 摘 事 項	今 後 の 対 応	2 1 年 度 事 業 名 ・ 要 求 額
<p>1 3 厚生病院の経営計画の見直しについて(病院局)</p> <p>厚生病院は、経費削減や収入増のための対策を多数行ってきたにもかかわらず、平成19年度の純損益は6億6,557万円で、平成16年度から4年連続の赤字となりました。</p> <p>今後、改築等に伴う多額の設備投資の償還が始まると、さらに経営を圧迫していくことも予測されます。</p> <p>現在、厚生病院においては、中・長期的視野にたった経営計画を策定しているものの、昨今の医師・看護師不足等のために閉鎖している病棟があるなど、現行の計画の達成については難しいと思われます。</p> <p>については、現状を踏まえて、早急に経営計画の見直しを検討すべきであります。</p>	<p>厚生病院では、平成21年7月の病棟再開及び医師の増員を踏まえ、経営計画の見直しを行った。</p> <p>なお、それに併せて県立病院改革プランを平成21年8月に見直したところである。</p> <p>また、医師・看護師不足については、平成21年4月から医師は6名、看護師は20名を増員するとともに、看護師については育児短時間勤務制度を利用した復職促進を行っており、同年7月から閉鎖していた病棟を再開し、医業収益も増加しているところである。</p> <p>同年10月からは院内保育所を開設するなど、さらなる看護師確保策をすすめているところである。</p>	<p>厚生病院院内保育所運営委託 【新規】 10,215千円</p>
<p>1 4 後発医薬品の利用について(病院局)</p> <p>平成19年度の後発医薬品の利用率は、中央病院では7.2%、厚生病院では11.7%と病院間で格差が生じております。</p> <p>後発医薬品の使用拡大は、慢性疾患の患者にとっては医療費の軽減になり、加えて病院経営にとっても経費節減となることから、安全性の確認を十分に行ったうえで、両病院間で情報交換を行いながら、導入をはかっていくべきであります。</p>	<p>後発医薬品の採用については、添加物の種類や量が先発品と同一でないため、効能・効果や副作用に関するデータを確認しながら採用を進めているところ。</p> <p>なお、中央病院でも後発医薬品に関する情報を収集しながら後発医薬品の採用に取り組んでいるところである。</p> <p>【参考】中央病院 H21年7月末現在の採用率：11.6%</p>	